

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

21世紀に入り、わが国の障害者施策は、区市町村が主体的に推進していく時代へと移行しています。平成15年4月には、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度が開始され、障害者の地域生活と自立支援は大きく前進しました。また、平成18年4月からは、障害者の自立を推進するとともに、地域生活への移行や就労支援の強化に重点を置いた体系に再編するとともに、サービスの利用に見合った自己負担を導入する障害者自立支援法が施行されました。

この障害者自立支援法の中において、区の障害者福祉における役割を明確にするとともに、障害福祉サービスの安定かつ円滑な提供を図る体制づくりを推進するために、平成18年度を初年度とする「障害福祉計画」の策定が義務づけられています。（障害者自立支援法第88条）。このたびは、平成18年度から平成20年度までの前期（第1期）計画に引き続き、平成21年度から平成23年度までの後期（第2期）計画について策定します。

本区における障害者数は増加しておりますが、障害者の自立と社会参加を図っていくとともに、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができるために、サービスの提供基盤を整備するとともに、質の高いサービスを確保していくことが必要です。さらに、障害者のサービスの主体的選択をどのように支援していくかなど、区の障害福祉サービスをより良いものにしていくことが求められています。

このように、障害者を取り巻く環境の変化に加えて、障害者自立支援法に基づき、平成18年度から平成20年度までの前期（第1期）の障害者施策の実績を勘案しながら、後期（第2期）である平成21年度から平成23年度までの方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、墨田区障害福祉計画（後期・第2期）の策定を行います。

## 2 計画期間

本計画は、平成18年度から平成23年度までの6年間を計画期間としています。

前期（第1期）計画は平成18年度から平成20年度までの3年間、後期（第2期）計画は平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。

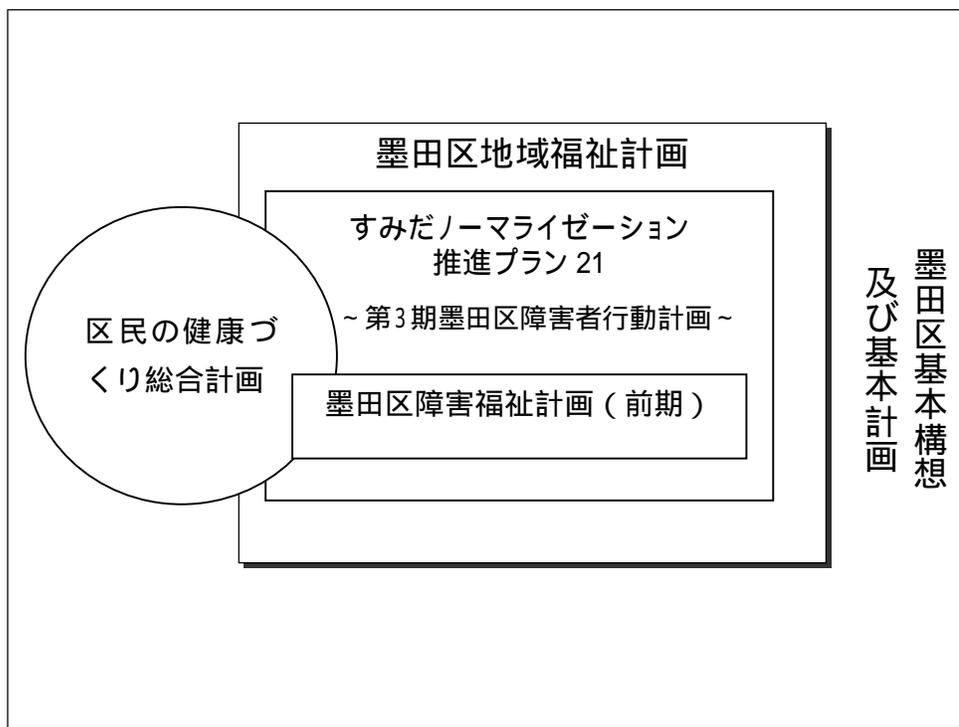
## 3 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害福祉サービスの円滑な実施を目的に障害者自立支援法第88条の規定により策定するものです。

また、本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」及び「墨田区基本計画」

そして墨田区の福祉保健に関する基本計画である「墨田区地域福祉計画」（平成13年度から平成22年度）との整合性を保ちつつ策定されるものであり、区の障害者福祉施策の総合的なあり方を示す「すみだノーマライゼーション推進プラン21～墨田区障害者行動計画～」および「区民の健康づくり総合計画」の部分計画として位置づけられます。

なお、「墨田区基本計画」、「すみだノーマライゼーション推進プラン21～墨田区障害者行動計画～」および「区民の健康づくり総合計画」との関連については、次のとおりです。



#### 4 計画の策定方法

本計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討をおこなうとともに、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

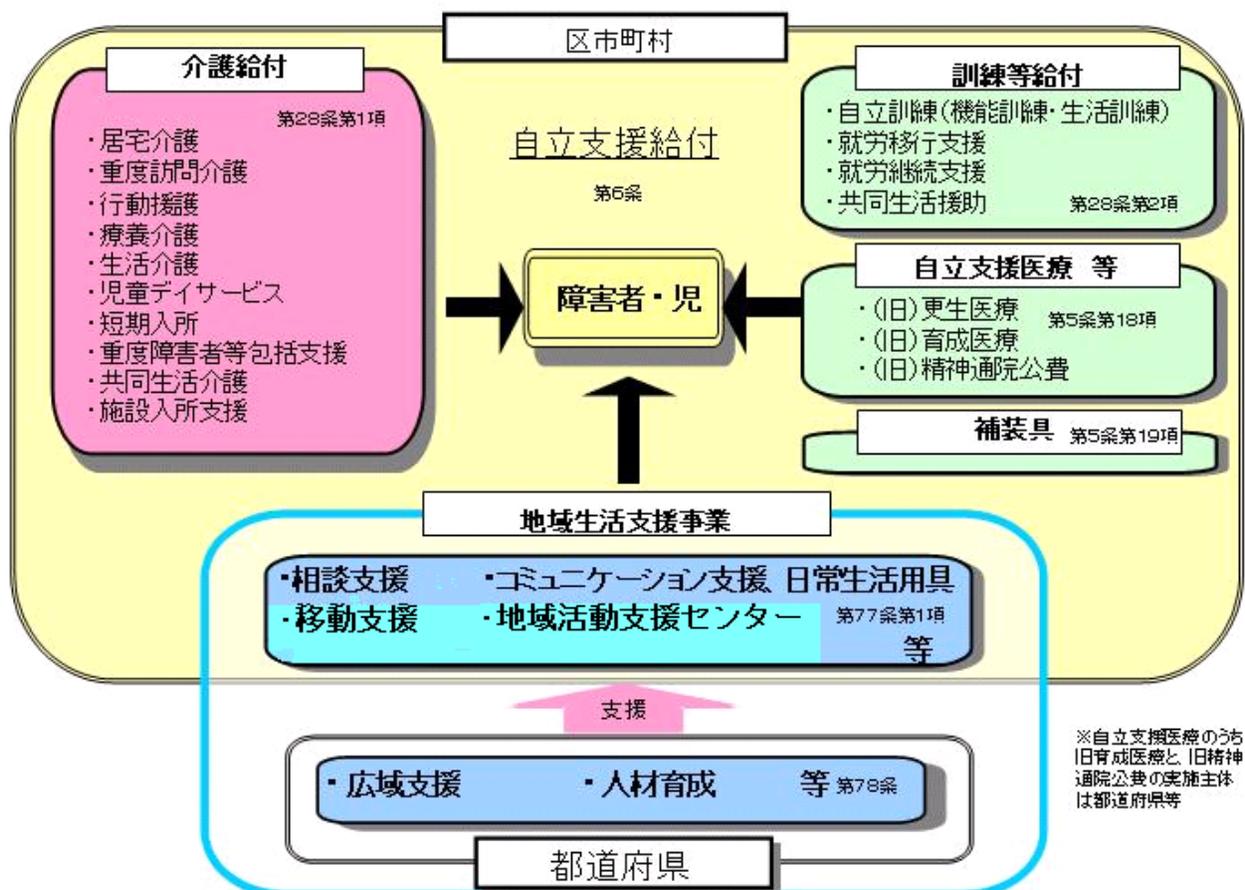
また、策定にあたっては、障害者団体との意見交換やパブリックコメント等を実施し、障害者をはじめとする区民の意見を計画に反映させるための取り組みを進めています。

## 5. 障害者自立支援法によるサービスの仕組み

### (1) 新しい障害福祉サービスの体系

障害者自立支援法では障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、それを利用する仕組みを一元化し、施設・事業を再編します。

また、サービスは個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



厚生労働省資料参考

障害福祉サービスの新旧対照図

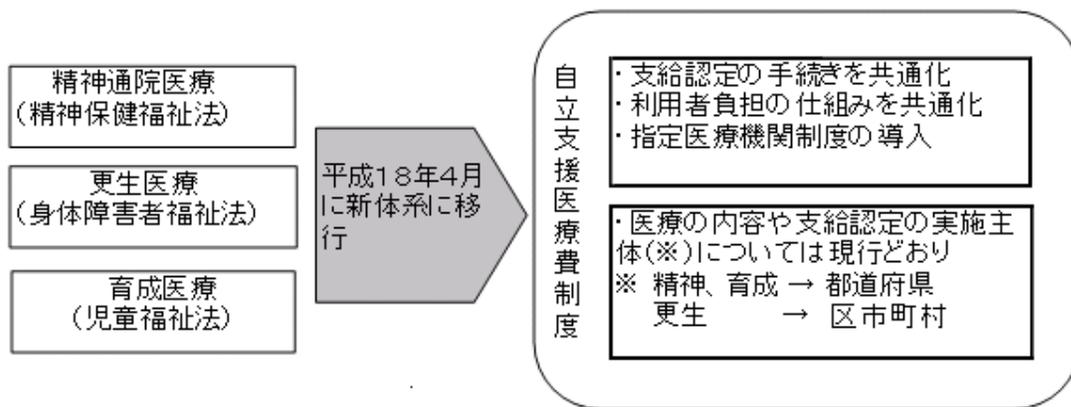
旧サービス		新サービス	
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	デイサービス (身・知・児・精)	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	ショートステイ (身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	グループホーム (知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
施設サービス	重症心身障害児施設 (児)	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	療護施設 (身)	短期入所 (ショートステイ)	自宅で、介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	更生施設 (身・知)	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	授産施設 (身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	福祉工場 (身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	通勤寮 (知)	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	福祉ホーム (身・知・精)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	生活訓練施設 (精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
		移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
		地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
			介護給付
			訓練等給付
			地域生活支援事業

身・・・身体障害者    知・・・知的障害者    児・・・障害児    精・・・精神障害者

「障害福祉サービス」に係る自立支援給付は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

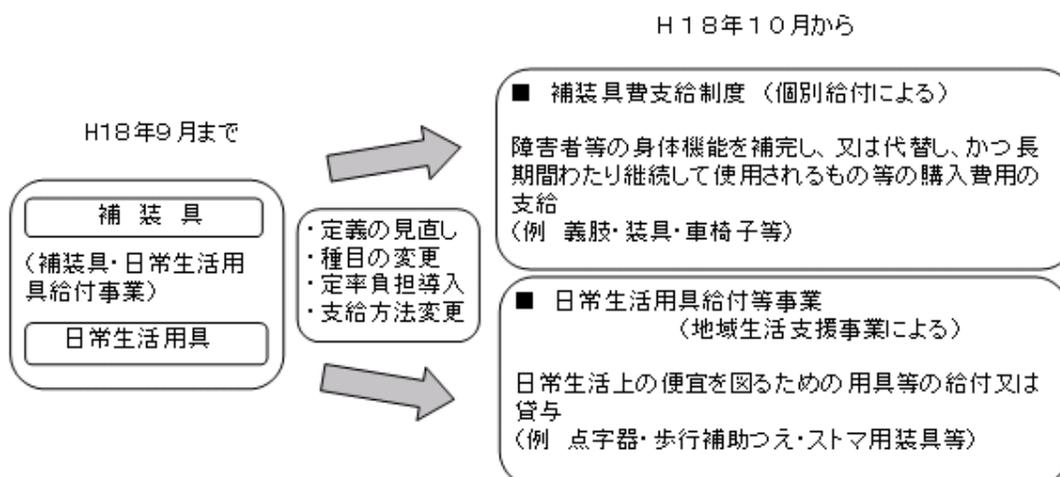
また、これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、平成18年4月から自立支援医療に変わりました。

平成18年10月からは、これまでの補装具給付事業と日常生活用具給付事業は、個別給付である補装具費支給制度と地域生活支援事業による日常生活用具給付等事業に再編されました。



厚生労働省資料参考

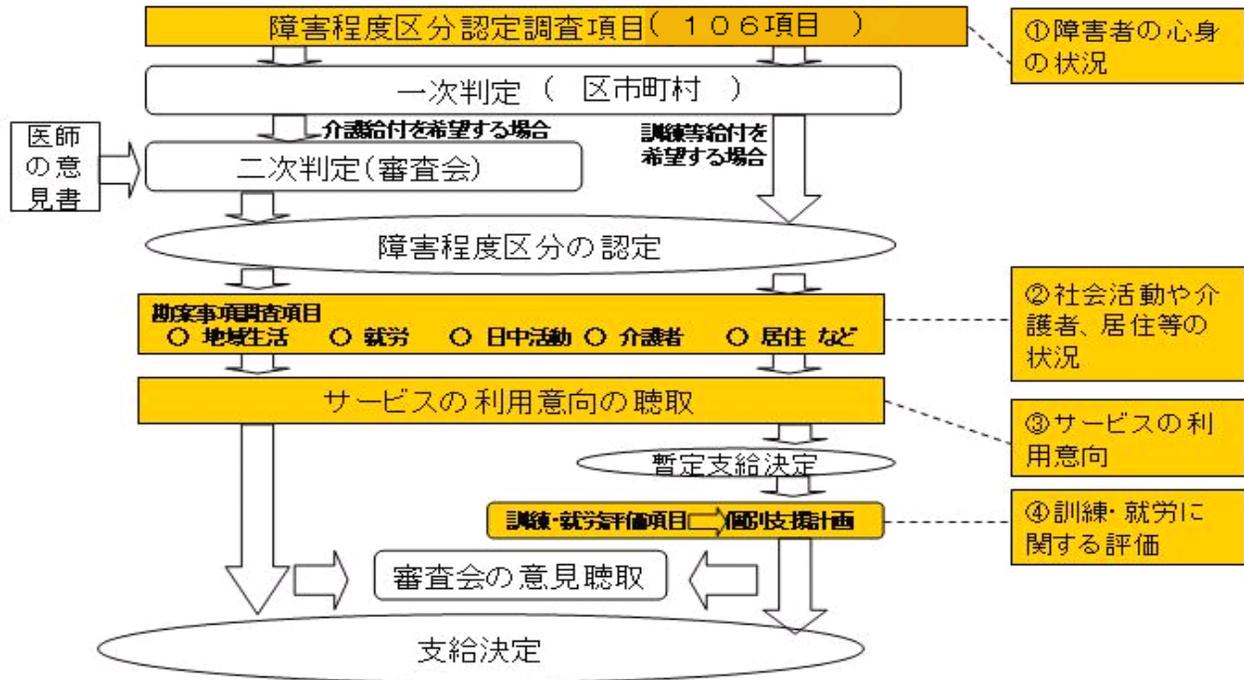
### 補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業



## (2) 支給決定までの流れ

サービスの支給決定は、障害福祉に関する有識者の方々に構成する審査会で審議された障害程度区分等を勘案してサービス内容を決定します。（訓練等給付は審査会の審査を行いません。）

障害程度区分は障害者の心身の状況等から比較的軽い介護が必要とされる区分1からもっとも介護の必要性が高いとされる区分6までの6段階に分かれています。



厚生労働省資料参考

## (3) 利用者負担の仕組み

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。

障害者サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

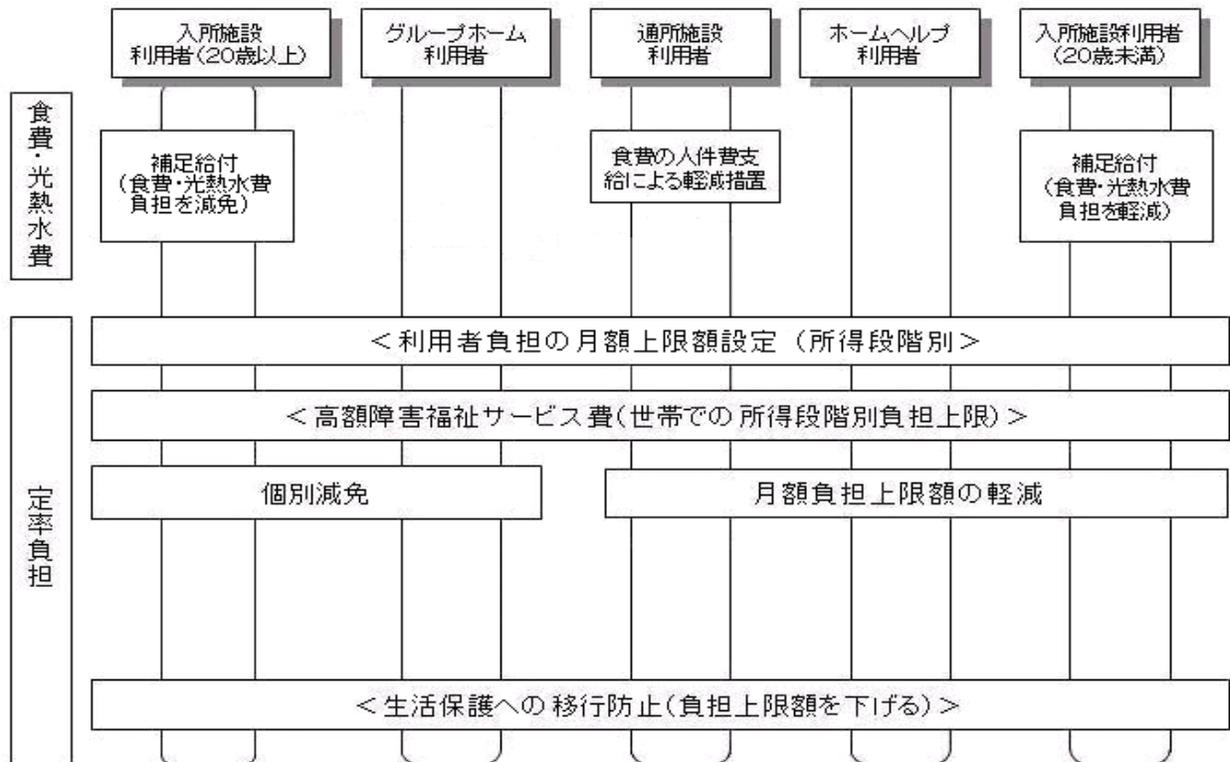
区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	区市町村民税非課税世帯（低所得1を除く）	24,600円
一般	区市町村民税課税世帯	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者であれば、原則、障害のある方とその配偶者となります。

また、国の制度として、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、平成20年7月からは利用者負担の軽減策である緊急措置がなされ、一定の資産要件等を満たした「低所得1」、「低所得2」区分の通所施設利用者の方は月額負担上限額が1,500円となるなど更なる軽減が図られています。

なお、東京都や墨田区独自の利用者負担軽減策も講じられています。

### 利用者負担に関する配慮措置（国制度）



## 東京都および墨田区による利用者負担の軽減策

<p>1 定率負担率の引き下げ(東京都)</p> <p>(1) 概要 ホームヘルプを利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%とする。</p> <p>(2) 対象 区民税非課税世帯の障害者(低所得1及び低所得2)</p>
<p>2 食費負担額の引き下げ(墨田区)</p> <p>(1) 概要 区内法内通所施設利用者に対して、食費の利用者負担額を軽減する。</p> <p>(2) 対象 生活保護世帯・区民税非課税世帯・区民税課税世帯(所得割16万円未満) : 230円 区民税課税世帯(所得割16万円以上): 370円</p>
<p>3 自立支援給付の定率負担率の引き下げ(墨田区)</p> <p>(1) 概要 ホームヘルプ・短期入所を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%・5%とする。</p> <p>(2) 対象 区民税非課税世帯の障害者 : 3% 所得税非課税世帯の障害者(を除く) : 5%</p>
<p>4 児童デイサービスの定率負担の全額軽減(墨田区・平成21年度より実施予定)</p> <p>(1) 概要 児童デイサービス利用者に対して、10%の定率負担を全額軽減する。</p> <p>(2) 対象 全利用者</p>
<p>5 地域生活支援事業の定率負担率の引き下げ(墨田区)</p> <p>(1) 概要 地域生活支援事業の移動支援事業・日常生活用具給付等給付事業・日中一時支援事業を利用する低所得者に対して、10%の定率負担を3%・5%とする。</p> <p>(2) 対象 区民税非課税世帯の障害者 : 3% 区民税課税世帯の障害者 : 5%</p>

上記軽減策については、国等の軽減措置の継続期間において実施する予定です。